

の推進を図るとされています。

その後、委員会では、河川整備計画の進捗状況や提出した意見書に求めた内容を確認するため、理事者の報告を求めました。

まず、国管理区間の堤防の進捗状況は、下流側から順に整備され、小長浜地区、加世地区、多田地区及び小貝地区は工事を実施中であり、下流各工区の工事は急ピッチで進んでいます。

中流の玉川只越地区や上流の柚木地区は、地元説明会などを経て用地買収を行い、令和4年度からは本格的に工事が進められます。

如法寺地区では、用地買収が完了し、今年度から工事に着手予定で、東大洲、春賀、白滝など7か所の暫定堤防も令和5年度までにはかさ上げされる予定です。

県管理区間は、肱川本川に全部で11工区ありますが、中尾、追打上流、村島、菅田の4工区は用地買収が完了し、令和2年度末から堤防工事を実施中です。残る7工区は現在も用地買収中です。

また、久米川の築堤も進めら

れ、築堤等による治水対策は進んでいるとの説明を受けました。

現在施工中の築堤事業は、激特事業期間の令和5年度の完成を目指しており、委員会としても予定どおり完成するよう求めました。



築堤状況（小長浜地区）

提出した意見書の状況について

は、肱川水系河川整備計画の対象区間の見直しでは、整備区間外の鹿野川地区から菅田・藤の川地区までを計画内に位置付け、恒久的・抜本的な治水対策を講じるよう求めたものですが、整備計画の変更後は、藤の川、大川地区など6工区が整備区間に追加され、小

田川合流点から鹿野川地区までを必要な対策を行う区間として位置付けられました。

築堤工事完成後は内水による浸水被害が懸念されます。これらの対応については、現行の肱川減災対策計画を見直し、内水対策に特化した計画を策定中で、計画は国・県・市の協働及び役割分担のもと、家屋の床上浸水被害の軽減を図ることが目的とのことです。今年度中には具体的計画が示されます。

河床掘削と河道内立竹木伐採の積極的な実施では、平成30年度以降、国管理区間では河道掘削量が約17万4,800立方メートル、樹木伐採面積約3万6,500平方メートル、県管理区間では河道掘削量が約20万3,200立方メートルとの報告がありました。なお、今後も土砂の堆積状況を調査し、治水対策上必要な箇所は、河道掘削や樹木伐採を行っていくとのことです。

委員からは、掘削や伐採など「見える」ことが安心感にもつながるので、計画的に整備をお願い

したいとの要望が出されました。

詳細な堤防点検の実施については、国・県では随時点検し、対策が必要な箇所は速やかに対応され、現在は城山下の中島堤防漏水対策工事を実施しています。

ダム操作規則の見直しと流域住民への周知ですが、災害後の検証の場で行われた技術的な考察の結果に基づく効果的なダム操作規則に見直すとともに、住民への説明会などで広く周知することを求めたのですが、令和元年6月の鹿野川ダム改造事業の完成に伴い、6月6日に操作規則を変更し、住民説明会の開催やHP内での公表を行っているとのことでした。

以上のように、要望した内容は概ね実施され、治水対策は当委員会発足時からすると目に見えて進んでいる状況です。

一方、流域治水という新たな対策も打ち出されています。これは、超過洪水に対応する対策として官民協働、流域全体の関係者が協力し水災害を軽減させようという考えですが、委員より、これま